

# 坂本 茂雄 県政かわら版

2021年  
大暑号  
NO.66

<坂本茂雄県議会だより>  
■高知市丸ノ内1-2-20  
県議会 県民の会  
TEL 088-823-9936

6月定例会  
議員提案

## 新型コロナウイルス感染症に関する条例制定

### 補正予算とあわせコロナ対策に実効性を



総務委員会でコロナ関連補正予算案等を審議する坂本議員

知事は閉会の挨拶で、「県内の感染状況は予断を許さない。県民の皆さんの健康や生活を守り抜くために、感染防止対策の徹底やワクチン接種に向けた取り組みを最優先で行うとともに、県内経済への影響を最小限にとどめるよう必要な対策を迅速に講じていきたい」と述べましたが、今後の取り組みの実効性について注視していくこととします。

県議会6月定例会は、6月24日に開会し、警察官や教職員等を対象に行なう新型コロナワクチンの大規模接種にかかる費用などを盛り込んだ、一般会計の総額100億6000万円余りの補正予算案をはじめ、執行部提出の27議案と、議会提出の「新型コロナウイルス感染症に関する条例案」をいずれも全会一致で可決、承認、同意し、7月8日に閉会しました。

今後、県は、今議会で決定したコロナ対策の補正予算99億8000万円で、7月中旬から高知新港で大規模なワクチン接種を行ったり、感染防止策を講じた飲食店の認証制度創設に伴う事業支援を行うこととしました。

また、2023年4月予定の県議選に向けて、昨年の国勢調査の人口を基準に議員定数や選挙区のあり方を検討する「議員定数問題等調査特別委員会」の設置を決めました。

### 災害後の被災者支援に役立てるため

高知県民にとって、南海トラフ地震だけでなく様々な自然災害のリスクと向き合う上での備えとして、災害後の支援制度を知っておくことは生活再建のための備えとして大事なことです。

2011年3月11日の東日本震災が発生した年の5月に、福島第一原発の30km圏内にある南相馬市の避難所での支援活動を開始して以降、防災や被災者支援の活動がライフワークとなり、その後の様々な自然災害で被災された方たちを支援し続けられている静岡弁護士会の永野海弁護士が、被災した場合に使用可能な「公的支援制度」について【被災者支援カード】として整理されています。

永野弁護士のご厚意で、県民の皆さんにご活用いただくことのご了承を得てありますので、3・4面に掲載させていただきました。いざという時のために、お手元に常備しておいていただければと思います。

県民の会、自民党、公明党、立憲一志の会が共同で提出した「高知県条例案」は、共産党会派の賛同もえて、全会一致で可決されました。

(2面に詳細報告)  
議員提案の意見書議案は、県民の

会から提出した「地方財政の充実強化に関する意見書案」など3件は全会一致または賛成多数で可決しましたが、共産党会派とともに提出した「消費税の緊急減税とインボイス制度の導入延期を求める意見書案」は賛成が得られず否決されました。

また、「沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求め意見書案」を提出しましたが、自民公明の異議により危機管理文化厚生委員会で不一致となり、本会議への再提出を断念しました。

沖縄県辺野古新基地埋立てに戦没者の遺骨を含んだ南部地域の土砂を用いるのは、遺族の心を再び傷つけるものであり、人道上も許されるものではありません。

今後も、引き続き採択に向けて取り組んでいきます。

# 県民とともに実効性を注視

## 高知県新型コロナウイルス 感染症に関する条例

議員提案による「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例」は、「県民の会」も加わって可能な会派で協議し、条例案をとりまとめ、4月13日から5月9日にかけてパブリックコメントを募集しました。

県民の皆さんからは、全部で58件のお葉書やメールによるパブリックコメント等をいただき、議会でも真摯に議論を重ねたところです。

そして、第6条に規定している県の施策では、「経営が悪化した事業者への支援」に加えて、「新型コロナの影響により生活が困窮した県民への支援」が追加されるなど、一部補強・修正がなされました。

<坂本茂雄県政かわら版>

県民の皆さんからのご意見に対し、ご納得いただける修正や考え方を示すことはできなかつたかもしれません、全会派一致での賛成によって成立したこの条例をもとに、より実効性のある感染症予防、まん延防止につとめ、県民等の生命及び健康を保護し、並びに県民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限にとどめなければなりません。

なお、高知県公報（号外第50号）に掲載された「条例のあらまし」は、下記のとおりです。

## 高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例のあらまし

### 1. 条例制定の目的

新型コロナウイルス感染症のまん延が県民生活及び地域経済に重大な影響を及ぼすことに鑑み、新型コロナウイルス感染症の発生の予防及びまん延を防止し、もって県民等の生命及び健康を保護し、並びに県民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とすることを目的として、県の責務並びに県民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、市町村その他関係機関との連携のもとに県が実施する新型コロナウイルス感染症対策に関する施策を定めることとした。

### 2. 主要な内容

- (1) この条例において使用される用語の定義をすること。（第2条）
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に関し、県の責務、県民等の役割及び事業者の役割を定めること。（第3条から第5条まで）
- (3) 県は、新型コロナウイルス感染症対策として、次に掲げる施策を実施するものとすること。（第6条）
  - ア 情報収集及び調査並びに県民等及び事業者への情報提供
    - イ 県民等及び事業者からの相談に対応する体制の整備及び充実
    - ウ 保健医療提供体制の整備及び充実
    - エ 検査及び調査の実施体制の整備及び充実
    - オ 新型コロナウイルス感染症がまん延した場合に特に援護を要する障害者、妊産婦等及びこれに罹患した場合に重症化の危険性が高い高齢者、基礎疾患有する者等への支援体制の整備及び充実
    - カ 入院を要しない軽症者及び無症状者の療養体制の整備及び充実
    - キ 新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮した県民への支援
    - ク 新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した事業者への支援
    - ケ その他新型コロナウイルス感染症対策として必要

### な施策

- (4) 県は、県内での医療の提供を必要とする全ての新型コロナウイルス感染症の患者が、医療機関等に遅滞なく入院又は入所ができるよう、必要な情報を関係機関と速やかに共有するものとし、当該情報の共有に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならないこと。（第7条）
- (5) 不当な取扱い等の禁止について次のとおり定めること。（第8条）
  - ア 何人も、新型コロナウイルス感染症に罹患していること若しくは既に患しているおそれがあること又は新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けていないこと等を理由として、差別的取扱い、誹謗中傷、いじめ、名誉又は信用の毀損、人権の侵害その他権利及び利益を侵害する行為をしてはならないこと。
  - イ 県は、国及び市町村と適切な役割分担のもとに連携し、アの行為を防止するため、教育及び啓発を行い、当該行為の被害を受けている者に対する相談体制を整備するとともに、その他必要な措置を講ずるものとすること。
- (6) 情報の公表について次のとおり定めること。（第9条）
  - ア 県は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、県民等が検査を受ける等の行動をとることができるよう、新型コロナウイルス感染症の患者が利用し、又は参加した施設等又は催物の名称、その時期、その他必要最小限の情報を公表することができる。
  - イ アの公表に当たっては、個人情報の保護に留意するとともに、当該施設等の管理者又は不特定若しくは多数の者が参加する県内での催物を開催する者が実施する事業を不当に害することができないよう配慮するものとすること。

### 3. 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。